

定額給付金
子育て応援特別手当

給付は4月13日以降に開始

受付窓口は市民文化会館と各支所に設置

2月1日現在を基準日とする住民登録、または外国人登録に基づき、「定額給付金」「子育て応援特別手当」を市民のみなさんに給付します。

市から3月23日に、給付手続きに必要な申請書や案内書類などを緑色の封筒で発送していますので、内容をご確認のうえ、お早めに手続きください。

Q市外へ転出しますが、申請はどうすればいいですか？

平成21年2月1日以降に市外へ転出された方は高山市へ申請していただきます(他市での手続きはできません)。

Q代理申請ができるのは誰でもいいですか？

同じ世帯の世帯構成者、同一住所・同一生計の方
・単身世帯で、民生委員、親類その他平素から身の回りの世話をしている方や老人福祉

施設などに入所している方の施設の代表者 など

Q亡くなった家族の取扱いは？

2月1日以降に亡くなられた方は受給対象になります。

Q給付方法の「口座振込」と「現金給付」の違いは？

原則、「口座振込」をお願いしています。これは正確かつ安全に給付するためです。

「現金給付」は口座がない場合などに限らせていただきます。

Q申請で気をつけることは？

申請書に同封している記載例と申請に関する留意事項をご覧ください。また、申請書に添付する書類がありますので、お忘れのないよう同封ください。

問合せ先

定額給付金室
36-3201
子育て支援課
35-3140

注 添付書類を必ず一緒につけてください。

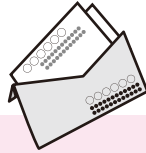
◆添付書類◆

- ①本人確認書類
世帯主(申請者・代理人)の公的身分証明書のコピー(住基カード・運転免許証・旅券・健康保険証など)
- ②口座確認書類
通帳で氏名(カナ)、金融機関、支店名、口座番号の記載があるページのコピー(表紙の次のページなど)

給付手続きの流れ

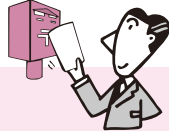
●市から世帯主へ…

市から「申請書や案内書類」が郵送されています。



●世帯主は…

申請書に必要な事項を記入いただき、添付書類と一緒に返信用封筒で返送ください。
※口座がない場合などに限り、現金給付となります。現金の受け取り方法は、改めてご案内しますが、給付までに日数を要しますので、ご了承ください。



●市から世帯主へ…

指定口座への振り込み **4月13日以降**
※申請書および添付書類を確認し、順次振込手続きを行います。
※ゆうちょ銀行への振込は、他の金融機関より遅くなる場合があります。



外国人へのおもてなし

バックアップ。国際化への取組み

市では、海外からの交流人口の拡大や国際力のある人材の育成などを推進するため、「おもてなし国際化促進事業」を新設。民間事業者などが外国人を受け入れるために自主的に行う国際化推進の取組みをバックアップします。



高山市を訪れる外国人観光客は年間17万人を数えます

対象となる事業

- ①民間事業者が経営・所有する施設に関する情報を外国語で表記するパンフレット、商品メニューなどの新規製作
- ②民間事業者が組織する団体が市内で実施する国際化を促進するための研修

補助対象となる経費

看板製作費、印刷製本費、翻訳料、会場借上料、講師料など

補助金額 補助対象となる経費の3分の2以内(千円未満の端数は切捨)。ただし、1事業当たりの限度額は20万円とし、同一の補助対象者への補助金の交付は、同1年度内1回とします。

問合せ先

観光課
35-3145